

柔道整復師のかかり方

■ 健康保険は特定の負傷にしか使えません。

外傷性の負傷でない場合は健康保険が使えません。対象とならない施術は、全額自己負担で受けてください。また、工作中や通勤途中の負傷には健康保険は使えません。

健康保険が使える負傷 (仕事・通勤途中の負傷以外)	健康保険が使えない負傷 (全額自費)
打撲・捻挫・挫傷(肉ばなれなど) 注) 急性または亜急性(急性に準ずる)の外傷性による症状の場合のみ	日常生活や加齢などによる 疲れ・肩こり・腰痛 マッサージ代替の施術 スポーツによる 筋肉疲労
骨折・不全骨折(ひび)・脱臼 注) 応急手当の場合を除き、医師の同意が必要です	一旦治癒した箇所(古傷)が自然に痛みだした時 脳疾患後遺症などの 慢性病 神経痛やヘルニアなどの 病気による痛み・凝り

■ 病院での治療との重複はできません。

同一の負傷について、同時期に重複して外科や整形外科の治療と柔道整復師の施術を受けた場合は、柔道整復師の施術には原則として健康保険が使えません。

■ 施術が長期にわたる場合は医師の診断を受けてください。

施術が長期にわたる場合は内科的要因も考えられますので、医師の診断を受けてください。



■ 負傷した原因と箇所を正確に伝えましょう。

工作中や通勤途中の負傷など労働災害に該当する場合は、労災保険からの給付となり健康保険は使えません。また、交通事故など第三者の行為により負傷した場合は、必ず当健康保険組合まで連絡してください。



■ 療養費支給申請書は内容を確認して自署(サイン)しましょう。

療養費支給申請書は、当健康保険組合が負担する施術代(通常、施術代の7割)の請求書に相当します。負傷の原因、負傷名、施術日、窓口での支払額(一部負担金)を確認の上、自署してください。

